諮問庁:防衛大臣

諮問日: 令和5年7月13日(令和5年(行情)諮問第611号)及び同年1 1月2日(同第990号及び同第991号)

答申日:令和6年2月5日(令和5年度(行情)答申第656号,同第659 号及び同第660号)

事件名:通達一覧表の一部開示決定に関する件 通達一覧表の一部開示決定に関する件 通達一覧表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書(以下,併せて「本件請求文書」という。)の 各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書66(以下,併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年3月6日付け防官文第43 80号、平成28年8月29日付け同第15294号及び平成29年3月6日付け同第2784号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各一部開示決定(以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1 (原処分1について)

ア 文書の特定が不十分である。

- (ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件 における国の主張) 【別紙1(略)】である。
- (イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのま

ま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求 者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定 させる必要がある」(20頁)と定めている。

- (ウ) (ア) 及び(イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。
- (エ)本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず,また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは,国の指針に反するものであるから,改めてその特定及び教示が行われるべきである。
- イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙2(略)で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙3(略)で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)が,「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており,「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかった ものについては、その特定を求めるものである。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れ がないか念のため確認を求める次第である。

ケ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2)審査請求書2 (原処分2について)

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件 における国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の 電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるもので ある。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電

子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合 にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等によ り技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- エ 上記(1)エのとおり。
- オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

- キ 上記(1)オのとおり。
- (3)審査請求書3 (原処分3について)

アないしキ 上記(2)アないしキのとおり。

クファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定 通知書で特定された数より少ない可能性があるので、改めて特定す るべきである。

ケ 文書の特定が不十分である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和5年3月6日付け防官文第4380号、平成28年8月29日付け同第15294号及び平成29年3月6日付け同第2784号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、原処分2及び原処分3に係る各審査請求について、各審査請求が 提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約7 年1か月又は約6年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、 開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対 応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において,不開示とした部分及び不開示とした理由は,別表のと おりであり,本件対象文書のうち,法5条3号に該当する部分を不開示と した。

- 3 審査請求人の主張について
- (1) 原処分1について
 - ア 審査請求人は,「文書の特定が不十分である」として,電磁的記録 形式の特定及び教示を行うよう求めるが,法その他の関係法令におい て,そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから,当該電 磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
 - イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
 - ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
 - エ 審査請求人は,「一部に対する不開示決定の取消し」として,支障が生じない部分について開示を求めるが,原処分においては,本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果,上記2のとおり,本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり,その他の部分については開示している。
 - オ 審査請求人は,「不開示処分の対象部分の特定を求める」として, 不開示箇所の具体的な特定を求めるが,原処分において不開示とした 部分は開示決定通知書により具体的に特定されており,当該通知書の 記載に不備はない。
 - カ 審査請求人は,「紙媒体についても特定を求める」としているが, 本件対象文書は,電磁的記録で管理されている行政文書であり,紙媒 体を保有していない。
 - キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、 本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
 - ク 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、 法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処 分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

- ア 審査請求人は,「他にも文書が存在するものと思われる」として, PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求める が,本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるい わゆる表計算ソフトにより作成された文書であり,PDFファイル 形式以外の電磁的記録を特定している。
- イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- ウ 上記(1) ウのとおり。
- エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開 示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が 存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料 の提示を求めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、 原処分においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に 通知している。

オ及びカ 上記(1)工及びケのとおり。

(3) 原処分3について

アないしオ 上記(2)アないしオのとおり。

- カ 審査請求人は,「ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる」 として,改めて特定するよう求めるが,原処分において特定した電 磁的記録が全てである。
- キ 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」としているが、本件 対象文書のほかに本件請求文書に係る行政文書は保有していない。
- ク 上記(2)カのとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月13日 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第61 1号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

③ 同月24日

審議 (同上)

④ 同年11月2日

諮問の受理(令和5年(行情)諮問第99 0号及び同第991号)

⑤ 同日

諮問庁から理由説明書を収受(同上)

⑥ 同月17日

審議(同上)

⑦ 令和6年1月15日

委員の交代に伴う所要の手続の実施,本件対象文書の見分及び審議(令和5年(行情) 諮問第611号,同第990号及び同第99 1号)

⑧ 同月29日

令和5年(行情)諮問第611号,同第9 90号及び同第991号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分 を行った。

これに対して審査請求人は,文書の追加特定及び不開示部分の開示等を 求めており,諮問庁は原処分を妥当としていることから,以下,本件対象 文書の見分結果を踏まえ,本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の 不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について,当審査会事務局職員をして,改めて確認させたところ,諮問庁は,以下のとおり説明する。
 - ア 本件対象文書については表計算ソフトを用いて電磁的記録として作成し、管理しているものである。
 - イ 本件対象文書は、発簡した文書に関する情報を順次記入することにより作成される表形式の文書であり、これにより発簡された通達を一覧表示していることから、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、保有していない。
 - ウ 本件審査請求を受け、念のため関係部局を探索したが、本件対象文 書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。
- (2) 当審査会において,諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ,本件対象文書は,いずれも,発簡した文書の発簡番号,文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた表形式の文書であり,発簡された文書に関する件名等の情報が発簡されるごとに順次記入されているものであることが認められ,表計算ソフトにより電磁的記録として作成し、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有してい

ない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然,不合理な点は認められない。

- (3) このような本件対象文書の作成方法や様式に加え,他に本件請求文書 に該当する文書の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば, 防衛省において,本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保 有しているとは認められず,本件対象文書を特定したことは,妥当であ る。
- 3 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 不開示情報該当性の検討に当たり、当審査会において本件対象文書を見分したところ、原処分1に係る行政文書開示決定通知書において「不開示とした部分」として記載されている「(文書56の)同(統幕運1)第596号」について、文書56には「統幕運1第596号」との記載はなく、「統幕運1第598号」に不開示部分があることが認められた。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」の記載の誤りであり、正しくは「同第598号」であるとのことであった。

文書56を見分すると、そもそも「統幕運1第596号」との記載は存在せず、「統幕運1第595号」の次の行は「統幕運1第598号」となっており、「統幕運1第598号」に不開示部分があることから、諮問庁の上記説明のとおり、「不開示とした部分」の誤記とみることが自然である。原処分においては「(文書56の)同第598号」の件名の一部が不開示とされたものと解することができる。

したがって、原処分においては「(文書56の)同第598号」の件名の一部が不開示とされたものとして、当該不開示部分の不開示情報該当性を検討するものとする。

(2)以上を前提として,以下,検討する。

ア 別表の番号19及び20に掲げる部分以外の部分

別表の番号19及び20に掲げる部分以外の不開示部分は,自衛隊 の運用及び通信の保全に関する情報を含む文書の件名の一部である ことが認められる。

原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、各時点における自衛隊の運用要領、態勢及び通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号19及び20に掲げる部分

- (ア) 諮問庁は、不開示としている発簡番号及び文書日付を公にすると、原処分3時点において、じ後の同種の日米共同統合演習(指揮所演習)及び自衛隊統合演習(実動演習)の実施準備期間等が推察され、当該演習の円滑な実施に支障が生じ、武力攻撃事態等に対する日米共同対処及び自衛隊の統合運用に支障を及ぼし、国の安全を害するおそれがあると説明する。
- (イ)本件対象文書においては、発簡部署ごとに発簡された通達件名が時系列順に記載されている。このことから、「平成28年度日米共同統合演習(指揮所演習)の準備要綱について(通達)」及び「平成28年度自衛隊統合演習(実動演習)の準備要綱について(通達)」は、当該不開示箇所の前の文書日付に照らせば、平成28年3月31日から同年12月31日までの間に発簡されていることが分かる。
- (ウ) そこで、この期間のうち具体的な日付が公になることの影響について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、具体的な発簡時期を公にした場合、その時期を境として、演習準備のための各種活動が実施されるため、より直接的かつ具体的に日米共同統合演習及び自衛隊統合演習の準備過程における調整の進捗状況や準備作業の進展度を絞り込むことが可能となり、また、発簡番号と文書日付は、相互に連動していることから、発簡番号のみを公にした場合においても、具体的な時期を絞り込む手掛かりとなると考えられることから、原処分3時点においては不開示としたとのことであった。
- (エ) 諮問庁の上記説明を踏まえるならば、発簡番号及び文書日付を公にすると、同種の開示請求を繰り返す等により、原処分3時点において、じ後の同種の日米共同統合演習(指揮所演習)及び自衛隊統合演習(実動演習)の実施準備に要する期間等が推察され、当該演習に対する外部からの干渉や情報収集等を容易ならしめ、当該演習の円滑な準備作業等に支障が生じ、じ後の同種の演習の実施に支障を生じさせ、武力攻撃事態等における日米共同対処及び自衛隊の統合運用に支障を及ぼすことにより国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、当該不開示部分は法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫,委員 田村達久,委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 統幕長通達の一覧(2016年1月~2022年12月),及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。
- (2) 2016年1月1日~6月末日間に発令された統幕長通達の一覧。*電 磁的記録が存在する場合,その履歴情報も含む。
- (3) 2016年1月1日~12月末日間に発令された統幕長通達の一覧。* 電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

2 本件対象文書

- 文書1 通達一覧表(平成28年)総務課
- 文書 2 通達一覧表 (平成 2 8 年) 運用第 1 課
- 文書3 通達一覧表(平成28年)運用第2課
- 文書4 通達一覧表(平成28年)運用第3課
- 文書 5 通達一覧表 (平成 2 8 年) 計画課
- 文書6 通達一覧表 (平成28年) 指揮通信システム企画課
- 文書 7 通達一覧表 (平成 2 8 年) 指揮通信システム運用課
- 文書8 通達一覧表(平成28年)首席後方補給官
- 文書9 通達一覧表(平成29年)総務課
- 文書10 通達一覧表(平成29年)人事教育課
- 文書11 通達一覧表(平成29年)運用第1課
- 文書12 通達一覧表(平成29年)運用第2課
- 文書13 通達一覧表(平成29年)運用第3課
- 文書14 通達一覧表(平成29年)計画課
- 文書15 通達一覧表(平成29年)指揮通信システム企画課
- 文書16 通達一覧表(平成29年)指揮通信システム運用課
- 文書17 通達一覧表(平成29年)首席後方補給官
- 文書18 通達一覧表(平成30年)総務課
- 文書19 通達一覧表(平成30年)人事教育課
- 文書20 通達一覧表(平成30年)運用第1課
- 文書21 通達一覧表(平成30年)運用第2課
- 文書22 通達一覧表(平成30年)運用第3課
- 文書23 通達一覧表(平成30年)計画課
- 文書24 通達一覧表(平成30年)指揮通信システム企画課
- 文書25 通達一覧表(平成30年)指揮通信システム運用課
- 文書26 通達一覧表(平成30年)首席後方補給官
- 文書27 通達一覧表(平成31年・令和元年)総務課

- 文書28 通達一覧表(平成31年・令和元年)人事教育課
- 文書29 通達一覧表(平成31年・令和元年)運用第1課
- 文書30 通達一覧表(平成31年・令和元年)運用第2課
- 文書31 通達一覧表(平成31年・令和元年)運用第3課
- 文書32 通達一覧表(平成31年・令和元年)計画課
- 文書33 通達一覧表(平成31年・令和元年)指揮通信システム企画課
- 文書34 通達一覧表(平成31年・令和元年)指揮通信システム運用課
- 文書35 通達一覧表(平成31年・令和元年)首席後方補給官
- 文書36 通達一覧表(令和2年)総務課
- 文書37 通達一覧表(令和2年)人事教育課
- 文書38 通達一覧表(令和2年)運用第1課
- 文書39 通達一覧表(令和2年)運用第2課
- 文書40 通達一覧表(令和2年)運用第3課
- 文書41 通達一覧表(令和2年)計画課
- 文書42 通達一覧表(令和2年)指揮通信システム企画課
- 文書43 通達一覧表(令和2年)指揮通信システム運用課
- 文書44 通達一覧表(令和2年)首席後方補給官
- 文書45 通達一覧表(令和3年)総務課
- 文書 4 6 通達一覧表 (令和 3 年) 人事教育課
- 文書47 通達一覧表(令和3年)運用第1課
- 文書48 通達一覧表(令和3年)運用第2課
- 文書49 通達一覧表(令和3年)運用第3課
- 文書50 通達一覧表(令和3年)計画課
- 文書51 通達一覧表(令和3年)指揮通信システム企画課
- 文書52 通達一覧表(令和3年)指揮通信システム運用課
- 文書53 通達一覧表(令和3年)首席後方補給官
- 文書54 通達一覧表(令和4年)総務課
- 文書 5 5 通達一覧表 (令和 4 年) 人事教育課
- 文書 5 6 通達一覧表 (令和 4 年) 運用第 1 課
- 文書57 通達一覧表(令和4年)運用第2課
- 文書58 通達一覧表(令和4年)運用第3課
- 文書59 通達一覧表(令和4年)計画課
- 文書60 通達一覧表(令和4年)指揮通信システム企画課
- 文書61 通達一覧表(令和4年)指揮通信システム運用課
- 文書62 通達一覧表(令和4年)報道官
- 文書63 通達一覧表(令和4年)首席法務官
- 文書64 通達一覧表(令和4年)首席後方補給官
- 文書65 通達一覧表

文書66 通達一覧表

別表

文書 文書	本件対象	プロニルルルカバ	プ目ごしょって
号, 同第36号, 同第48 号, 同第52号, 同第56 号, 同第59号, 同第68 号, 同第122号, 同第15 3号, 同第168号, 同第1 74号, 同第179号, 同第 183号, 同第210号, 同第214号, 同第219号, 同第244号, 同第219号, 同第259号, 同第258 号, 同第281号, 同第328号, 同第351号, 同第355号電, 同第363号, 同第386 号, 同第406号, 同第4 5号, 同第430号, 同第4	番号 文書	小開示とした部分	
465号, 同第485号, 同 第532号, 同第536号, 同第542号, 同第599 号, 同第600号, 同第61 1号, 同第643号, 同第6 58号, 同第661号, 同第663号, 同第665号, 同第665号, 同第665号, 同第672号, 同第682号, 同第694号, 同第696	番号 文書 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	号,同第 5 2 号,同第 6 8 8 号,同第 5 2 号,同第 5 9 号,同第 6 8 8 号,同第 6 8 8 号,同前第 1 2 1 6 8 9 号,同时第 1 7 4 9 号,号,号,号,号,号,号,号,号,号,号,号,号,号,号,号,号,号,号	不開示とした理由 「情では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個

		名の一部	
2	文書 7	統幕指運第13号,同第22	自衛隊の通信の保全に関
		 号, 同第34号, 同第42	 する情報であり,これを
		 号, 同第59号, 同第109	公にすることにより、自
		号, 同第115号, 同第11	衛隊の通信保全要領が推
		6号,同第118号,同第1	察され、防衛省・自衛隊
		24号,同第134号及び同	の任務の効果的な遂行に
		第135号のそれぞれ件名の	支障を及ぼし, ひいては
		一部	我が国の安全を害するお
			それがあることから,法
			5条3号に該当するため
			不開示とした。
3	文書 1 1	統幕運1第12号,同第15	自衛隊の運用に関する情
		号, 同第27号, 同第33	報であり、これを公にす
		号, 同第48号, 同第51	ることにより、自衛隊の
		号,同第101号,同第11	運用要領及び態勢が推察
		9号,同第124号,同第1	され、防衛省・自衛隊の
		38号, 同第140号, 同第	任務の効果的な遂行に支
		187号, 同第188号, 同	障を及ぼし、ひいては我
		第190号,同第194号,	が国の安全を害するおそ
		同第200号,同第211	れがあることから、法5
		号, 同第212号, 同第23	条3号に該当するため不
		2号, 同第248号, 同第2	開示とした。
		62号,同第263号,同第	
		287号, 同第300号, 同	
		第333号, 同第334号, 同第335号, 同第371	
		一	
		50号,同第422号,同第4	
		526号, 同第527号, 同第	
		第528号, 同第530号及	
		び同第560号のそれぞれ件	
		名の一部	
4	文書 1 6	統幕指運第8号,同第18	自衛隊の通信の保全に関
		号, 同第21号, 同第39	
		号, 同第40号, 同第41	公にすることにより,自
		号, 同第46号, 同第51	衛隊の通信保全要領が推

察され、防衛省・自衛隊 号, 同第62号, 同第69 号, 同第75号, 同第87 の任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし, ひいては 号, 同第91号, 同第105 号, 同第116号, 同第12 我が国の安全を害するお 7号, 同第130号, 同第1 それがあることから、法 34号、同第141号、同第 5条3号に該当するため 162号, 同第167号, 同 不開示とした。 第180号, 同第181号, 同第182号, 同第183 号, 同第187号, 同第19 7号, 同第199号, 同第2 00号,同第201号,同第 207号及び同第216号の それぞれ件名の一部 統幕運1第12号,同第15 文書 2 0 5 自衛隊の運用に関する情 号,同第34号電,同第39 報であり、これを公にす 号, 同第54号, 同第55 ることにより, 自衛隊の 号, 同第159号, 同第16 運用要領及び態勢が推察 0号, 同第164号, 同第1 され, 防衛省・自衛隊の 65号, 同第171号, 同第 任務の効果的な遂行に支 3 1 7 号, 同第 3 3 1 号, 同 障を及ぼし,ひいては我 第345号, 同第358号, が国の安全を害するおそ れがあることから, 法5 同第367号, 同第400 号,同第410号,同第41 条3号に該当するため不 5号, 同第457号, 同第4 開示とした。 67号, 同第480号, 同第 504号, 同第506号, 同 第507号, 同第505号, 同第529号, 同第550 号, 同第557号, 同第56 8号, 同第570号, 同第5 71号, 同第584号, 同第 595号, 同第642号, 同 第687号, 同第141号, 同第720号, 同第722号 及び同第726号のそれぞれ 件名の一部

-	r	/4 # 16 NT # - H - W	L (4-17), - > - 1 - 1 - 1 - 1
6	文書 2 5	統幕指運第2号,同第5号,	自衛隊の通信の保全に関
		同第11号,同第17号,同	する情報であり、これを
		第20号,同第25号,同第	公にすることにより、自
		30号, 同第35号, 同第4	衛隊の通信保全要領が推
		7号,同第74号,同第90	察され,防衛省・自衛隊
		号,同第97号,同第108	の任務の効果的な遂行に
		号,同第137号,同第15	支障を及ぼし、ひいては
		6号,同第179号,同第2	我が国の安全を害するお
		30号,同第231号及び同	それがあることから,法
		第233号のそれぞれ件名の	5条3号に該当するため
		一部	不開示とした。
7	文書 2 9	統幕運1第1号,同第2号,	自衛隊の運用に関する情
		同第3号,同第80号,同第	報であり、これを公にす
		92号, 同第116号, 同第	ることにより、自衛隊の
		117号,同第126号,同	運用要領及び態勢が推察
		第127号,同第128号,	され、防衛省・自衛隊の
		同第185号,同第242号	任務の効果的な遂行に支
		及び同第252号並びに令統	障を及ぼし,ひいては我
		幕運1第5号,同第6号,同	が国の安全を害するおそ
		第9号,同第10号,同第3	れがあることから,法5
		6号,同第44号,同第50	条3号に該当するため不
		号,同第95号,同第184	開示とした。
		号,同第185号,同第18	
		6号, 同第187号, 同第1	
		88号, 同第225号, 同第	
		230号,同第236号,同	
		第237号,同第251号,	
		同第252号, 同第269	
		号,同第270号,同第27	
		1号,同第272号,同第3	
		14号,同第315号,同第	
		316号, 同第317号, 同	
		第325号,同第326号,	
		同第336号,同第338	
		号,同第339号,同第34	
		0号,同第341号,同第3	
		76号,同第377号,同第	

			Г
		378号,同第379号,同	
		第472号,同第473号,	
		同第474号,同第475	
		号, 同第476号, 同第47	
		7号,同第478号,同第5	
		03号、同第522号及び同	
		第523号のそれぞれ件名の	
		一部	
8	文書 3 4	統幕指運第35号,同第25	自衛隊の通信の保全に関
		号, 同第44号, 同第58	する情報であり,これを
		号, 同第61号, 同第65	公にすることにより、自
		号, 同第86号, 同第102	衛隊の通信保全要領が推
		号及び同第107号のそれぞ	察され、防衛省・自衛隊
		れ件名の一部	の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし,ひいては
			我が国の安全を害するお
			それがあることから,法
			 5条3号に該当するため
			不開示とした。
9	文書38	統幕運1第6号,同第22	自衛隊の運用に関する情
		 号, 同第42号, 同第66	報であり,これを公にす
		 号, 同第67号, 同第68	 ることにより, 自衛隊の
		号, 同第74号, 同第75	 運用要領及び態勢が推察
		号, 同第76号, 同第89	され、防衛省・自衛隊の
		号, 同第90号, 同第94	 任務の効果的な遂行に支
		 号, 同第167号, 同第16	障を及ぼし,ひいては我
		8号, 同第169号, 同第1	が国の安全を害するおそ
		70号, 同第171号, 同第	
		172号, 同第173号, 同	
		第174号, 同第175号,	
		同第176号, 同第177	
		号, 同第178号, 同第18	
		0号, 同第207号, 同第2	
		08号, 同第214号, 同第	
		238号, 同第249号, 同	
		第252号, 同第267号,	
		同第314号, 同第315	

		号, 同第322号, 同第32	
		3号,同第354号,同第3	
		88号及び同第389号のそ	
		れぞれ件名の一部	
1 0	文書 4 3	統幕指運第9号, 同第65	自衛隊の通信の保全に関
		号,同第101号,同第11	する情報であり、これを
		3号,同第114号,同第1	公にすることにより、自
		58号,同第161号及び同	衛隊の通信保全要領が推
		第166号のそれぞれ件名の	察され、防衛省・自衛隊
		一部	の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし, ひいては
			我が国の安全を害するお
			それがあることから、法
			5条3号に該当するため
			不開示とした。
1 1	文書 4 7	統幕運1第33号,同第54	自衛隊の運用に関する情
		 号, 同第59号, 同第61	報であり、これを公にす
		 号, 同第65号, 同第114	ることにより, 自衛隊の
		 号, 同第134号, 同第16	運用要領及び態勢が推察
		4号, 同第184号, 同第1	され、防衛省・自衛隊の
		85号, 同第197号, 同第	任務の効果的な遂行に支
		198号, 同第204号, 同	障を及ぼし,ひいては我
		第223号,同第225号,	が国の安全を害するおそ
		同第235号,同第236	れがあることから, 法5
		号, 同第237号, 同第23	·
		8号, 同第240号, 同第2	
		47号, 同第248号, 同第	
		255号, 同第262号, 同	
		第263号,同第264号,	
		同第265号, 同第271	
		号, 同第272号, 同第27	
		3号, 同第292号, 同第2	
		93号, 同第294号, 同第	
		322号及び同第323号の	
		それぞれ件名の一部	
1 2	文書 4 8	統幕運2第192号及び同第	
		213号のそれぞれ件名の一	·
			TH CODD, CAUCACY

	T		
		部	ることにより、自衛隊の
			運用要領及び態勢が推察
			され、防衛省・自衛隊の
			任務の効果的な遂行に支
			障を及ぼし,ひいては我
			が国の安全を害するおそ
			れがあることから, 法5
			条3号に該当するため不
			開示とした。
1 3	文書 5 2	統幕指運第6号,同第14	自衛隊の通信の保全に関
		号, 同第39号, 同第60	する情報であり,これを
		号, 同第78号, 同第119	公にすることにより、自
		号,同第127号,同第15	衛隊の通信保全要領が推
		2号及び同第163号のそれ	察され、防衛省・自衛隊
		ぞれ件名の一部	の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし, ひいては
			我が国の安全を害するお
			それがあることから,法
			5条3号に該当するため
			不開示とした。
1 4	文書 5 6	統幕運1第2号,同第3号,	自衛隊の運用に関する情
		同第4号,同第5号,同第1	報であり、これを公にす
		6号,同第17号,同第18	ることにより, 自衛隊の
		号, 同第19号, 同第29	運用要領及び態勢が推察
		号,同第34号,同第35	され、防衛省・自衛隊の
		号, 同第40号, 同第41	任務の効果的な遂行に支
		号, 同第42号, 同第48	障を及ぼし,ひいては我
		号, 同第62号, 同第79	が国の安全を害するおそ
		号,同第80号,同第84	れがあることから,法5
		号,同第85号,同第89	条3号に該当するため不
		号, 同第90号, 同第91	開示とした。
		号, 同第92号, 同第93	
		号, 同第107号, 同第10	
		8号,同第109号,同第1	
		39号,同第143号,同第	
		153号,同第166号,同	
		第167号,同第168号,	

同第169号, 同第174 号, 同第182号, 同第19 5号, 同第197号, 同第1 98号, 同第203号, 同第 209号, 同第210号, 同 第249号, 同第250号, 同第251号, 同第312 号, 同第316号, 同第38 3号, 同第397号, 同第4 09号, 同第432号, 同第 434号, 同第435号, 同 第436号, 同第438号, 同第439号, 同第441 号, 同第443号, 同第44 5号, 同第446号, 同第4 57号, 同第458号, 同第 459号, 同第460号, 同 第461号, 同第464号, 同第466号, 同第468 号, 同第469号, 同第47 9号, 同第480号, 同第4 86号,同第487号,同第 5 1 3 号, 同第 5 1 4 号, 同 第515号, 同第516号, 同第522号, 同第523 号, 同第524号, 同第52 5号, 同第526号, 同第5 27号, 同第528号, 同第 529号, 同第530号, 同 第532号, 同第536号, 同第537号, 同第538 号, 同第539号, 同第54 3号, 同第544号, 同第5 45号, 同第553号, 同第 554号, 同第555号, 同 第563号, 同第564号, 同第566号, 同第567

	Ī		
		号,同第568号,同第56	
		9号,同第580号,同第5	
		83号,同第589号,同第	
		591号,同第592号,同	
		第596号, 同第599号,	
		同第613号, 同第621	
		号,同第629号,同第63	
		0号及び同第644号のそれ	
		ぞれ件名の一部	
1 5	文書 6 1	統幕指運第11号,同第20	自衛隊の通信の保全に関
		号, 同第60号, 同第79	する情報であり、これを
		号, 同第86号, 同第98	公にすることにより、自
		 号, 同第120号, 同第12	衛隊の通信保全要領が推
		1号,同第143号,同第1	察され、防衛省・自衛隊
		44号,同第161号,同第	の任務の効果的な遂行に
		171号,同第174号,同	支障を及ぼし, ひいては
		第175号,同第189号及	我が国の安全を害するお
		び同第194号のそれぞれ件	それがあることから,法
		名の一部	5条3号に該当するため
			不開示とした。
1 6	文書 6 5	統幕運1	自衛隊の運用に関する情
		第4号,第20号,第36	報であり、これを公にす
		号, 第48号, 第52号, 第	ることにより, 自衛隊の
		56号, 第59号, 第68	運用要領及び態勢が推察
		 号, 第122号, 第153	よる 仕無少 古無所の
			され,防衛省・自衛隊の
		号, 第168号, 第174	され、防衛省・目解隊の 任務の効果的な遂行に支
		号, 第168号, 第174	任務の効果的な遂行に支
		号, 第168号, 第174 号, 第179号, 第183	任務の効果的な遂行に支 障を及ぼし,ひいては我
		号, 第168号, 第174 号, 第179号, 第183 号, 第210号, 第214	任務の効果的な遂行に支 障を及ぼし,ひいては我 が国の安全を害するおそ
		号, 第168号, 第174号, 第179号, 第183号, 第210号, 第214号, 第219号, 第244号, 第258号, 第259	任務の効果的な遂行に支障を及ぼし,ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから,法5
		号, 第168号, 第174号, 第179号, 第183号, 第210号, 第214号, 第219号, 第244号, 第258号, 第259	任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不
		号, 第168号, 第174号, 第179号, 第183号, 第210号, 第214号, 第219号, 第244号, 第258号, 第259号, 第260号, 第281	任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不
		号, 第168号, 第174号, 第179号, 第183号, 第210号, 第214号, 第219号, 第244号, 第258号, 第259号, 第260号, 第281号, 第327号, 第328	任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不
		号, 第168号, 第174号, 第179号, 第183号, 第210号, 第214号, 第258号, 第259号, 第260号, 第281号, 第327号, 第328号, 第351号, 第355	任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不
1 7		号、第168号、第174号、第179号、第183号、第210号、第214号、第219号、第244号、第258号、第259号、第260号、第281号、第351号、第355号、第363号及び第386	任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不
1 7		号,第168号,第174号,第179号,第183号,第210号,第214号,第219号,第244号,第258号,第259号,第260号,第281号,第351号,第355号,第363号及び第386号の件名の一部	任務の効果的な遂行に支 障を及ぼし、ひいては我 が国の安全を害するおそ れがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不 開示とした。 自衛隊の通信の保全に関

	I	
	号、第42号及び第59号の	公にすることにより、自
	件名の全て	衛隊の通信保全要領が推
		察され、防衛省・自衛隊
		の任務の効果的な遂行に
		支障を及ぼし, ひいては
		我が国の安全を害するお
		それがあることから, 法
		5条3号に該当するため
		不開示とした。
18 文書66	統幕運1	自衛隊の運用に関する情
	第4号,第20号,第36	報であり、これを公にす
	号, 第48号, 第52号, 第	ることにより, 自衛隊の
	56号, 第59号, 第68	運用要領及び態勢が推察
	号, 第122号, 第153	され, 防衛省・自衛隊の
	号, 第168号, 第174	任務の効果的な遂行に支
	号, 第179号, 第183	障を及ぼし,ひいては我
	号, 第210号, 第214	が国の安全を害するおそ
	号, 第219号, 第244	れがあることから, 法5
	号, 第258号, 第259	条3号に該当するため不
	号, 第260号, 第281	開示とした。
	号, 第327号, 第328	
	号, 第351号, 第355	
	号, 第363号, 第386	
	号, 第406号, 第415	
	号, 第430号, 第433	
	号, 第454号, 第465	
	号, 第485号, 第532	
	号, 第536号, 第542	
	号, 第599号, 第600	
	号, 第611号, 第643	
	号, 第658号, 第661	
	号, 第663号, 第665	
	号, 第672号, 第682	
	号, 第694号, 第696	
	号, 第697号, 第708	
	号, 第709号, 第718	
	号, 第734号, 第743	

		T
	号, 第747号, 第748	
	号、第749号及び第750	
	号の件名の一部	
1 9	「平成28年度日米共同統合	自衛隊と米軍の共同訓練
	演習(実動演習)の準備要綱	に関する情報であり,こ
	について(通達)」の発簡番	れを公にすることによ
	号及び文書日付	り, 日米共同統合演習
		(実動演習)の実施準備
		に要する期間が推察さ
		れ,防衛省・自衛隊の任
		務の効果的な遂行に支障
		を及ぼし,ひいては我が
		国の安全を害するおそれ
		があることから, 法5条
		3号に該当するため不開
		示とした。
2 0	「平成28年度自衛隊統合演	自衛隊の訓練に関する情
	習(指揮所演習)の準備要綱	報であり、これを公にす
	について(通達)」の発簡番	ることにより、自衛隊統
	号及び文書日付	合演習(指揮所演習)の
		実施準備に要する期間が
		推察され、防衛省・自衛
		隊の任務の効果的な遂行
		に支障を及ぼし, ひいて
		は我が国の安全を害する
		おそれがあることから,
		法5条3号に該当するた
		め不開示とした。
2 1	統幕指運	自衛隊の通信の保全に関
	第13号,第22号,第34	する情報であり、これを
	号, 第42号, 第59号, 第	公にすることにより,自
	109号, 第115号, 第1	衛隊の通信保全要領が推
	16号, 第118号, 第12	察され、防衛省・自衛隊
	4号, 第134号及び第13	の任務の効果的な遂行に
	5号の件名の一部	支障を及ぼし, ひいては
		我が国の安全を害するお
		それがあることから,法

	5条3号に該当するため
	不開示とした。